

農地の相続税等納税猶予制度の改正について

	市街化調整区域農地	市街化区域農地	
		神戸市（三大都市圏特定市）	
		生産緑地	その他
対象農地	<p>自作地および特定貸付け（※1）を行った農地</p> <p>※1 【特定貸付け】 農業経営基盤強化促進法に基づき貸し付けること（①農地中間管理事業、②農地利用集積円滑化事業、③利用権設定等促進事業）</p>	<p>自作地および認定都市農地貸付け等（※2）を行った農地</p> <p>※2 【認定都市農地貸付け等】 ①都市農地の貸借の円滑化に関する法律により認定を受けた事業計画に基づく貸付け（認定都市農地貸付け）または、②一定の市民農園の用に供するための貸付け（農園用地貸付け）</p>	適用
免除要件	<p>自作または特定貸付けにより農地としての利用を終身継続</p> <p>【平成 21 年 12 月 15 日前に相続が発生した既適用者に対する経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税猶予の適用を受けている農地について、引き続きその全てを自作する場合は、従来どおりの 20 年自作で納税免除 ・適用対象農地の特定貸付けた場合は適用対象農地すべてについて農地としての利用を終身継続 	<p>自作および認定都市農地貸付けまたは農園用地貸付けにより農地としての利用を終身継続</p>	対象外
身体障害等により将来にわたって営農困難となった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害等により将来にわたって営農困難となった場合の貸付け【営農困難時貸付け】により猶予継続（市街化調整区域については特定貸付けに申し込み後 1 年経っても特定貸付けができなかった場合に適用） ・貸付け等をせず、耕作放棄した場合は猶予打ち切り 		
農地利用目的での 20% 超の譲渡	<p>農用地区域内の農地を①特例事業（農地中間管理機構への譲渡）、②農地利用集積円滑化事業、③利用権設定等促進事業に基づき譲渡した場合は、20%超を譲渡しても譲渡部分のみ確定（打ち切り）</p>	<p>全額確定（打ち切り）</p>	

※青字は平成 21 年度税制改正、緑字は平成 28 年度税制改正、赤字は平成 30 年度税制改正